

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は知事の許可がなくても、契約解除の意思表示に基き、土地の明渡を命ずべきであるというが、所論は採用に値しない独自の見解にすぎない。その余の所論は単なる事実誤認の主張に帰するもので、上告適法の理由と認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一